

市民学コース 行政と市民生活講座 定員50人

第4回

初めての介護施設・老後施設さがし ～老後は介護施設で 安心して暮らしたい～

講師 地域包括支援センター

日 時 2024年10月25日（土）
午前 10:00～12:00

場 所 鶴瀬公民館 第三集会室

受講者数 21人

講 師

- | | |
|-------------------------|--------|
| ・地域包括支援センターむさしの | 武田圭太氏 |
| ・地域包括支援センターふじみ苑 | 須賀由佳理氏 |
| ・地域包括支援センターえぶりわん鶴瀬 Nisi | 新村萌氏氏 |
| ・地域包括支援センターみずほ苑 | 山下道子氏 |
| ・地域包括支援センターひだまりの庭むさしの | 土川秀樹氏 |

47期行政と市民生活講座は人生100年時代 超高齢社会を迎えて
～高齢者が老後を安心して生活を送るために～
富士見市の公共施設再編計画と民間介護・医療事業の現状
をテーマに5回の講座として計画された。

第4回講座は前回第3回「介護の地域支援：富士見市介護予防・日常生活支援総合事業」の
講座を受けて

初めての介護施設・老後施設さがし

「老後は介護施設で安心して暮らしたい」

介護施設や老後施設の種類、月額料金、入所要件、その他サービスの解説
をテーマに行われた。

当日は富士見市に4カ所ある地域包括支援センターの介護事業の現場で仕事されている5
名の方が講師を担当された。

実際の現場で仕事されている各氏の話は分かりやすく、配布された資料も見やすく、また受講者にとっては身近な現実的問題であり、質問も多く好評のうちに終了した。

地域包括支援センター 講師各氏



土川秀樹氏
むひだまりの庭むさしの



新村萌氏氏
えぶりわん鶴瀬Nisi



武田圭太氏
むさしの



山下道子氏
みずほ苑



須賀由佳理氏
ふじみ苑

受講者の感想

- ・ わかりやすい説明で良かったです
- ・ 初めて聞くはなしです、とても参考になりました
- ・ 具体的な説明していただき大変勉強になりました。
- ・ 配布した資料が参考になりました。

講座のあらまきは配付資料；介護保険利用手引きを中心に以下の項目について行われた。

介護保険利用の手引き

1. 介護保険の仕組み
2. サービス利用手順
要介護認定の流れと利用の流れ
3. 介護サービス（要介護1～5の方）
居宅サービス種類と費用
施設サービスの種類と費用
4. 介護予防サービス（要支援1・2の方）
種類と費用
5. 地域密着型サービス 住み慣れた地域で受けるサービス
6. 生活環境を整えるサービス
7. 総合事業 自分らしい生活を続けるために
その他の地域支援事業
8. 高齢者施設の違について
9. 老人ホーム民間施設・公的施設について
ホームのポイント
サービス体制
費用負担
入居条件



配付資料

令和6年度 富士見市市民大学 行政と市民生活講座

第四回 初めての介護施設・老後施設さがし
「老後は介護施設で安心して過ごしたい」

講師 高齢者あんしん相談センター



みんなのあんしん

令和6年4月制度改正対応版

介護保険

わかりやすい
利用の手引き

もくじ

しくみと加入者	福祉用具貸与・購入、住宅改修
介護保険のしくみ……………2	生活環境を整えるサービス……………18
サービス利用の手順	地域支援事業（総合事業）
サービス利用の流れ①……………4	総合事業 自分らしい生活を続けるために……………20
要介護認定の流れ……………4	費用の支払い
サービス利用の流れ②……………6	自己負担限度額と負担の軽減……………23
介護サービス【要介護1～5の方へ】	介護保険料の決まり方・納め方
介護サービス（居宅サービス）の種類と費用のめやす……………8	社会全体で介護保険を支えています……………26
施設サービスの種類と費用のめやす……………12	富士見市の事業所一覧
介護予防サービス【要支援1・2の方へ】	富士見市内の居宅介護支援事業所一覧……………30
介護予防サービスの種類と費用のめやす……………13	富士見市内の小規模多機能型居宅介護事業所一覧……………30
地域密着型サービス	富士見市内の介護保険サービス提供事業所……………31
住み慣れた地域で受けるサービス……………16	富士見市の高齢者あんしん相談センター一覧……………32

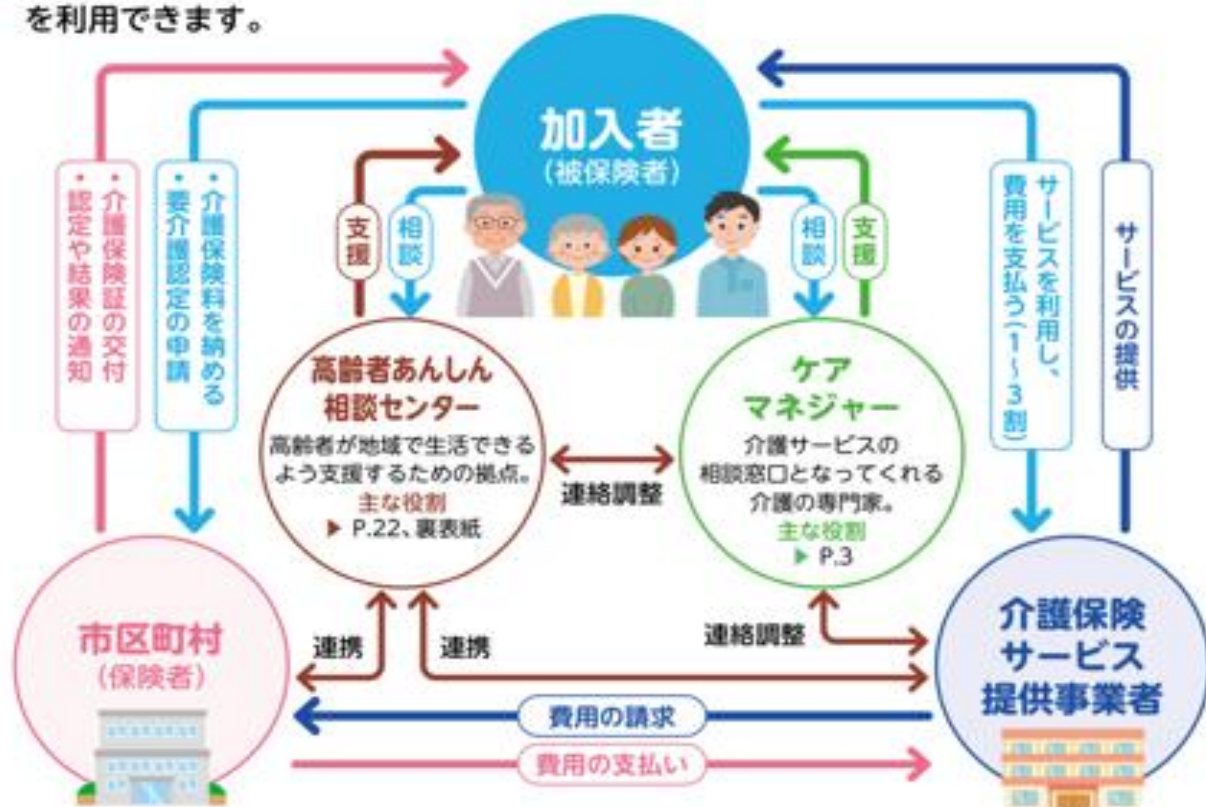


富士見市



介護保険のしくみ

介護保険は、介護が必要になった方が地域で安心して暮らしていくための制度です。市区町村が運営し、40歳以上のすべての方が加入して保険料を納めます。介護が必要になったときには、費用の一部（1～3割）を負担することで介護保険サービスを利用できます。



● 加入者 (被保険者) は年齢により2つに分けられます

65歳以上の方 (第1号被保険者) **【介護保険を利用できる方】**
 「要介護認定」(介護や支援が必要であるという認定)を受けた方。
 (▶ 要介護認定 4～5ページ)
 ※ 65歳以上の方は、介護が必要になった原因を問わず、介護保険を利用できます。
 ただし、交通事故などの第三者行為が原因の場合は、市区町村へ届け出をお願いします。

40～64歳の方 (第2号被保険者) **【介護保険を利用できる方】**
 介護保険の対象となる病気が原因で「要介護認定」を受けた方。
 交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外です。
 ※ 介護保険の対象となる病気(特定疾病)には、下記の16種類が指定されています。

40～64歳の方が介護保険を利用するときに対象となる病気(特定疾病)

- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- 関節リウマチ ● 筋萎縮性側索硬化症 ● 後縦靭帯骨化症 ● 骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症 ● 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 ● 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症 ● 早老症 ● 多系統萎縮症 ● 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患 ● 閉塞性動脈硬化症 ● 慢性閉塞性肺疾患 ● 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険証

要介護認定を申請するときや介護保険のサービス(介護保険被保険者証)を受けるときなどに介護保険証が必要になります。

大切に保管しましょう。

交付対象者

- [65歳以上の方]**
- 1人に1枚交付されます。
 - 65歳になる月(誕生日が1日の方は前月)に交付されます。
- [40～64歳の方]**
- 要介護認定を受けた方に交付されます。

必要なとき

- ・要介護認定の申請をするとき(65歳以上の方)
- ・ケアプランを作成するとき
- ・介護保険サービスを利用するとき など



負担割合証

介護保険サービス等を利用するときの負担割合(1～3割)が記載されています。

大切に保管しましょう。

交付対象者

要介護認定を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業対象者に交付されます。

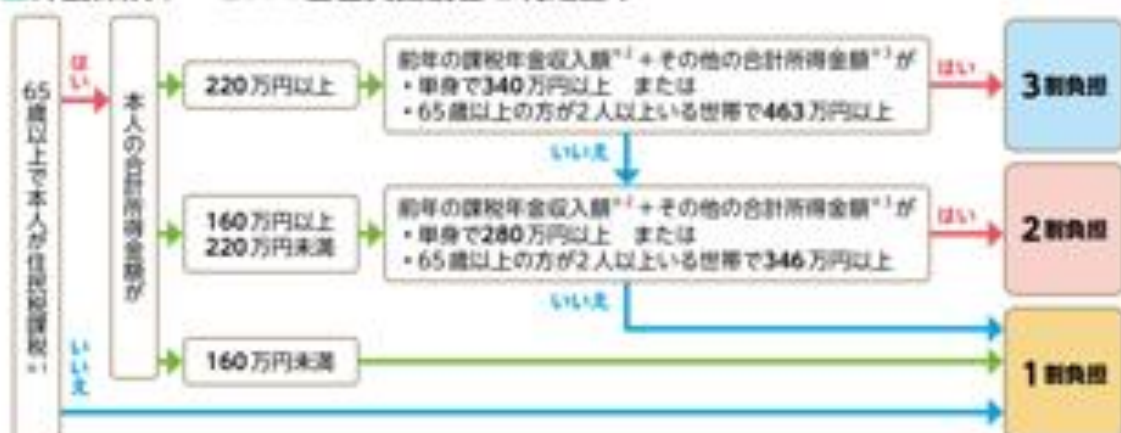
必要なとき

介護保険サービスを利用するとき
【有効期限】1年間(8月1日～翌年7月31日)

負担割合(1～3割)が記載されます。



■介護保険サービスの自己負担割合と判定基準



※1 40～64歳の方は、所得にかかわらず1割負担です。

※2 所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金収入

※3 地方税法第292条第1項第13号の合計所得金額から公的年金収入に係る雑所得の額を控除した額。

判定に用いる合計所得金額は、給与所得又は公的年金等に係る雑所得の合計(租税特別措置法第41条の3の第2項の規定による所得金額調整控除適用後の額)から10万円を控除した額(控除後の給与所得又は公的年金等に係る雑所得の合計が0円を下回る場合、当該所得の合計は0円とします)を給与所得又は公的年金等に係る雑所得の合計額として算定します。

「ケアマネジャー」とはどんな人？

介護サービスを利用する方の相談・窓口役です。

ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業者」等に所属しています。

【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の繰り返し など

サービス利用の手順

サービス利用の流れ①

1 相談する

富士見市の窓口または高齢者あんしん相談センターで、相談の目的を伝え、希望するサービスがあれば伝えましょう。

- ▶ 介護サービスが必要
- ▶ 住宅改修が必要
- ▶ 生活に不安があるがどんなサービスを利用したらよいかわからない
- ▶ 介護予防に取り組みたい

2 心身の状態を調べる

要介護認定または基本チェックリストを受け、まだ支援が必要でない方には、一般介護予防事業などを紹介します。

認定

要介護認定を受ける

要介護認定の申請 → 要介護認定(調査～判定)

富士見市の窓口等に申請して、要介護認定を受けます。(▶下記参照)

基本チェックリストを受ける

25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。(基本チェックリスト▶20ページ)

介護予防・生活支援サービス事業のみを希望する場合には、基本チェックリストによる判定で、サービスを利用できます。

介護サービスや介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業を利用するには、まずは、富士見市の窓口や高齢者あんしん相談センターに相談しましょう。

3 心身の状態を知る

要介護認定や基本チェックリストによって心身の状態を判定します。

要介護度

介護が必要な度合い

- 要介護5
- 要介護4
- 要介護3
- 要介護2
- 要介護1
- 要支援2
- 要支援1

非該当

生活機能の低下がみられる(事業対象者*)

自立した生活が送れる

4 利用できるサービス

必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。一般介護予防事業は、65歳以上のすべての方が利用できます。

介護サービスを利用できます。

介護予防サービスを利用できます。

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

一般介護予防事業を利用できます。

サービス利用の手順

認定 要介護認定の流れ

介護(予防)サービスを利用するには、

1 要介護認定の申請

申請の窓口は富士見市役所の高齢者福祉課です。申請は、本人のほか家族でもできます。次のところでも申請の依頼ができます。(更新申請も含みます)

・高齢者あんしん相談センター ・居宅介護支援事業者 ・介護保険施設

申請に必要なもの

- 申請書 窓口にてあります。
- 介護保険証
- マイナンバーと身元照会書類

電子申請でも受け付けています

申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する必要があります。かかりつけの医師がいる方は、確認しておきましょう。

要介護認定を受け「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。

2 要介護認定(調査～判定)

申請をすると、訪問調査のあとに公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。

訪問調査 → 主治医の意見書 → 一次判定 → 二次判定(認定審査)

富士見市の担当職員などが自宅などを訪問し、心身の状態などについて聞き取る。

富士見市の依頼により主治医が意見書を作成。
*主治医のない方は市にご相談ください。

訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行う。

一次判定や主治医の意見書などをもとに、専門家が審査する。

サービス利用の手順

サービス利用の流れ②

ケアプラン(どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書)を作成する際は、どんな生活を送れるようになりたいか、という希望をしっかりと伝えましょう。

1 ケアマネジャーを選ぶ

30ページの居宅介護事業所一覧のなかから居宅介護支援事業者(ケアマネジャーを配置しているサービス事業者)を選び、連絡します。

▶居宅介護支援P.8

2 ケアプラン^{※1}を作成する

担当のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。

1 介護保険施設へ入所したい

見学するなどサービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。

2 ケアプラン^{※1}を作成する

入所する施設のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。

1 高齢者あんしん相談センター等に連絡する

高齢者あんしん相談センターまたは居宅介護支援事業者に連絡します。

2 介護予防ケアプラン^{※1}を作成する

高齢者あんしん相談センターの職員やケアマネジャーと相談しながら介護予防ケアプランを作成します。

▶介護予防支援 P.13

1 高齢者あんしん相談センターに連絡する

高齢者あんしん相談センターに連絡します。

2 ケアプラン^{※1}を作成する

高齢者あんしん相談センターの職員と相談しながらケアプランを作成します。

要介護1～5と認定された方で、自宅を中心としたサービスを希望する方は居宅介護支援事業者に、施設への入所を希望する方は介護保険施設に連絡します。

また、要支援1・2と認定された方および介護予防・生活支援サービス事業対象者は高齢者あんしん相談センター等に連絡します。

3 サービスを利用する

サービス事業者と契約^{※2}します。ケアプランにそって介護サービスを利用します。

介護サービスの種類

居宅サービス	地域密着型サービス
●訪問サービス▶P.9-10	●訪問サービス▶P.16
●施設に過ごす▶P.10	●認知症の方向け▶P.16
●短期間施設に泊まる▶P.11	●施設に過ごす▶P.16
●施設に入所して利用する▶P.11	●通いを中心とした複合サービス▶P.17
●生活環境を整える▶P.18-19	●施設に入所して利用する▶P.17

3 サービスを利用する

ケアプランにそって施設サービスを利用します。

施設サービス

- 介護保険施設に入所する▶P.12

3 サービスを利用する

サービス事業者と契約^{※2}します。介護予防ケアプランにそって介護予防サービスおよび介護予防・生活支援サービス事業を利用します。

介護予防サービスの種類

介護予防サービス	地域密着型介護予防サービス
●訪問サービス▶P.13-14	●認知症の方向け▶P.16
●施設に過ごす▶P.14	●通いを中心とした複合サービス▶P.17
●短期間施設に泊まる▶P.15	
●施設に入所して利用する▶P.15	
●生活環境を整える▶P.18-19	

3 サービスを利用する

サービス事業者と契約^{※2}します。ケアプランにそって介護予防・生活支援サービス事業を利用します。

介護予防・生活支援サービス事業

- 訪問サービス▶P.21
- 施設に過ごす▶P.21

サービス利用の手順

※1 ケアプランの作成、介護予防ケアプランの作成は、利用者の費用負担はありません。

※2 契約にあたってはサービス内容や料金をよく確認しましょう。

介護サービス【要介護1～5の方へ】

介護サービス(居宅サービス)の種類と費用のめやす

ケアプランの作成・サービス利用についての相談

要介護1～5 居宅介護支援

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらうほか、安心して介護サービスを利用できるような支援してもらいます。

ケアプランの作成および相談は**無料**です。
(全額を介護保険で負担します)



ケアプランの作成例(要介護1の方の例)

要 定の筋力を回復し、自分で家事ができるようになりたい

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護		訪問介護		通所リハビリ	訪問介護	
午後		通所介護					

足の筋力回復のための機能訓練を行う。外出することがよい気分転換にも。

家の中で転ばないため、日常動作のリハビリ。

納得のいく
ケアプラン
のために

ケアプランは生活の設計図。目標の達成につながるサービスを組み込むことが大切です。「担当のケアマネジャーさんにすべてお任せ」ではなく、目標やどんな生活を送りたいかをケアマネジャーに積極的に伝えましょう。サービス利用開始から一定期間後、目標が達成されているか評価します。サービス利用の途中でも「自分の生活に合わない」「改善が見られない」という場合は、ケアプランの見直しができますので、遠慮なくケアマネジャーに相談してください。

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。
実際の自己負担は所得状況などにより割、2割、3割のいずれかになります。(▶P.3参照)

居宅サービスとは、自宅を中心に利用するサービスです。「施設に通う」「短期間施設に入所する」など、さまざまな種類のサービスが用意されています。これらのサービスのなかから、利用者の希望に合うものを組み合わせて利用できます。地域密着型サービスについて▶16・17ページ。

日常生活の手助けを受ける

要介護1～5 訪問介護【ホームヘルプサービス】

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。



自己負担(1割)のめやす

サービス内容	単位数	単価	
(身体介護)	●食事、入浴、排せつのお世話	20分～30分未満	255円
	●衣類やシーツの交換 など	30分～1時間未満	404円
(生活援助)	●住居の掃除、洗濯、買い物	20分～45分未満	187円
	●食事の準備、調理 など	45分以上	230円
※早期・夜間・深夜などの加算があります。			
通院専用介護(1割)		101円	

以下のサービスは、介護保険の対象外です

本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。

- 本人以外の家族のための家事
- ペットの世話
- 墓むしり・花の手入れ
- 来客の応対
- 模様替え
- 洗濯 など

※サービスの内容によっては、「介護保険外」のサービスとして受けることができます。希望するときは、ケアマネジャーやサービス提供事業者にご相談ください。

自宅を訪問してもらう

要介護1～5 訪問入浴介護

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介護を受けます。

自己負担(1割)のめやす

1割	1,320円
----	--------

要介護1～5 訪問リハビリテーション

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。

自己負担(1割)のめやす

1割	318円	319円
----	------	------

※自己負担のめやすは65歳(誕生日前)のもので、実際の費用は、利用する事業所の所在地や施設の体制、サービスの内容、加算項目などにより異なります。また、加算項目は一部項目のみを記載しています。

介護サービス【要介護1～5の方へ】

お医者さんの指導のもとでの助言・管理

要介護1～5 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。

自己負担(1割)のめやす	令和4年5月分	令和4年6月分
【単一職種従事者1人に対して行う場合】		
医師の場合(月2回まで)	514円	515円
歯科医師の場合(月2回まで)	516円	517円
医療従事者の複数回の場合(月2回まで)	565円	566円
薬剤師の複数回の場合(月4回まで)	517円	518円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	361円	362円

要介護1～5 訪問看護

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。

自己負担(1割)のめやす	令和4年5月分	令和4年6月分
病院・診療所から	20分～30分未満 415円	416円
	30分～1時間未満 597円	599円
訪問看護ステーションから	20分～30分未満 490円	491円
	30分～1時間未満 856円	858円

※早期・夜間・深夜などの加算があります。

施設に通う

要介護1～5 通所介護【デイサービス】

通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで行われます。

自己負担(1割)のめやす	【通常規模の施設/7～8時間未満の利用の場合】	
	令和4年5月分	令和4年6月分
要介護1	676円	677円
要介護2	798円	799円
要介護3	925円	926円
要介護4	1,051円	1,052円
要介護5	1,179円	1,180円

※食費、日常生活費は別途負担となります。
※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
※衣類交換 58円/1日
※栄養改善 205円/1日
※口腔機能向上 154円/1日 など

要介護1～5 通所リハビリテーション【デイケア】

介護老人保健施設や病院・診療所等、日曜日の機能訓練などが受けられます。

自己負担(1割)のめやす	【通常規模の施設/7～8時間未満の利用の場合】	
	令和4年5月分	令和4年6月分
要介護1	782円	783円
要介護2	927円	928円
要介護3	1,074円	1,075円
要介護4	1,246円	1,247円
要介護5	1,415円	1,416円

※食費、日常生活費は別途負担となります。
※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
※衣類交換 207円/1日
※栄養改善 207円/1日
※口腔機能向上 154円/1日 など

「共生型サービス」について

共生型サービスは、1つの事業所で、介護保険と障がい福祉のサービスを一体的に提供する取り組みです。例えば、障がい福祉サービス事業所が、共生型サービス事業所の指定を受けることにより、介護保険サービスを提供できるようになり、障がいをお持ちの方が65歳以上になっても、引き続き、同じ施設でサービスが受けられます。

【対象サービス】 訪問介護 通所介護 短期入所生活介護 等

自己負担1～3割です。本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

短期間施設に泊まる

要介護1～5 短期入所生活介護【ショートステイ】

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

【併設型の施設の場合】	ユニット型個室	従来型個室	多床室
要介護1	728円	623円	623円
要介護2	798円	695円	695円
要介護3	875円	770円	770円
要介護4	949円	842円	842円
要介護5	1,020円	914円	914円

要介護1～5 短期入所療養介護【医療型ショートステイ】

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

【介護老人保健施設の場合】	ユニット型個室	従来型個室	多床室
要介護1	859円	774円	853円
要介護2	907円	823円	904円
要介護3	974円	888円	970円
要介護4	1,030円	943円	1,024円
要介護5	1,085円	998円	1,081円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

個室(部屋のタイプ)について	ユニット型個室	リビングスペース(共有生活室)を併設している個室
多床室	ユニット型個室的多床室	リビングスペースを併設している完全な個室ではない部屋
	従来型個室	リビングスペースを併設していない個室
	多床室	定員2人以上の相部屋

施設に入っている方が利用する介護サービス

要介護1～5 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練を受けられます。サービスは、包括型(一般型)と、外部の事業者がサービスを提供する外部サービス利用型に区分されます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

【包括型(一般型)の場合】	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
要介護1	557円	626円	695円	764円	835円
要介護2	626円	695円	764円	835円	904円
要介護3	695円	764円	835円	904円	970円
要介護4	764円	835円	904円	970円	1,030円
要介護5	835円	904円	970円	1,030円	1,085円

※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。
※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

その他のサービス

- ▶地域密着型サービス 16・17ページ
- ▶福祉用具貸与・購入、住宅改修 18・19ページ

施設サービスの種類と費用のめやす



介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。介護保険施設は、どのような介護が必要かによって、下記のタイプに分かれています。入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い方から入所できます。

生活介護が中心の施設

要介護3～5

介護老人福祉施設 【特別養護老人ホーム】

常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室の付帯	従来型個室	多床室
要介護3	25,111円	22,553円	22,553円
要介護4	27,298円	24,710円	24,710円
要介護5	29,424円	26,836円	26,836円

※新築に入所できるのは原則として、要介護3以上の方です。

介護やリハビリが中心の施設

要介護1～5

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリが受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす【基本型】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室の付帯	従来型個室	多床室
要介護1	24,710円	22,091円	24,433円
要介護2	26,127円	23,508円	25,973円
要介護3	28,130円	25,511円	27,975円
要介護4	29,824円	27,206円	27,976円
要介護5	31,365円	28,715円	31,180円

長期療養の機能を備えた施設

要介護1～5

介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。

※介護療養型医療施設(令和6年3月末に廃止)の転換先として、平成30年4月に創設された施設です。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす【I型】

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室の付帯	従来型個室	多床室
要介護1	26,189円	22,214円	25,665円
要介護2	29,578円	25,634円	29,054円
要介護3	36,942円	32,967円	36,418円
要介護4	40,053円	36,110円	39,530円
要介護5	42,888円	38,913円	42,364円

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

- ◎施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。
- ◎居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。
- ◎(ユニット型個室、従来型個室、多床室などの違いについて▶P.11参照)
- ◎施設サービス費のめやすは令和6年1月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合があります。

介護予防サービスの種類と費用のめやす

介護予防サービスは、状態の改善と悪化の予防を目的としたサービスです。できないことを補助するだけでなく、利用者本人のできることを増やし、生きいきとした生活を送れるよう支援します。 地域密着型サービスについて▶16・17ページ。

介護予防ケアプランの作成・サービス利用についての相談

要支援1・2 介護予防支援

高齢者あんしん相談センターの職員やケアマネジャーに介護予防ケアプランを作成してもらうほか、利用者が安心して介護予防サービスを利用できるよう支援してもらいます。

介護予防ケアプランの作成および相談は**無料**です。
(全額を介護保険で負担します)



介護予防サービス

自宅を訪問してもらう

要支援1・2

介護予防訪問入浴介護

浴室がない場合や浴室の利用が難しい場合に入浴のお手伝いのサービスを受けられます。



自己負担(1割)のめやす

1回	892円
----	------

要支援1・2

介護予防訪問リハビリテーション

専門家に訪問してもらい、利用者が自分で行える体操やリハビリなどの指導を受けます。



自己負担(1割)のめやす

1回	令和6年5月まで	318円	令和6年6月から	308円
----	----------	------	----------	------

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

- 実際の自己負担は所得状況などにより1割、2割、3割のいずれかになります。(▶P.3参照)
- 自己負担のめやすは6級地(富士見市)のもので、実際の費用は、利用する事業者の所在地や施設の体制、サービスの内容、加算項目などにより異なります。また、加算項目は一部項目のみを記載しています。
- 自己負担のめやすは令和6年1月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合があります。

介護予防サービス【要支援1・2の方へ】

お医者さんの指導のもとでの助言・管理

要支援1・2

介護予防 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。

自己負担(1割)のみです

【単一建物居住者1人に対して行う場合】

	令和4年 5月まで	令和4年 6月から
医師の場合(月2回まで)	514円	515円
歯科医師の場合(月2回まで)	516円	517円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	565円	566円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	517円	518円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	361円	362円

要支援1・2

介護予防訪問看護

看護師などに訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上のお世話や必要な診療の補助などを受けます。



自己負担(1割)のみです

		令和4年5月まで	令和4年6月から
病院・ 診療所から	20分～30分未満	397円	398円
	30分～1時間未満	576円	577円
訪問看護 ステーションから	20分～30分未満	469円	470円
	30分～1時間未満	826円	828円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

施設に通う

要支援1・2 介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などを日曜りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など(栄養改善)
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)

などのメニューを選択して利用できます。



1カ月あたりの
自己負担(1割)のみです

	令和4年5月まで	令和4年6月から
要支援1	2,121円	2,343円
要支援2	4,131円	4,368円

- ※ 食費、日常生活費は別途負担となります。
- ※ 利用するメニューによって別に費用が加算されます。
- ・栄養改善 207円/月
- ・口腔機能向上 155円/月 など

介護予防が 大切なのは なぜ？

体は使わないでいると、徐々に機能が低下してしまいます。実際、要介護度が軽い方について調べてみると、足腰が弱くなったために家に閉じこもりがちになり、ますます状態を悪化させ、介護が必要となってしまったケースが多いという結果が出ています。

できることはなるべく自分でいき、体を動かすことで、心身の機能を向上させ、自分らしい自立した生活を営むことができます。



◎ 自己負担は1～3割です。本書子は、**自己負担1割の費用**をめやすとして掲載しています。

短期間施設に泊まる

要支援1・2 介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【併設型の施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット別室付付付	従来型個室	多床室
要支援1	547円	466円	466円
要支援2	678円	580円	580円

要支援1・2 介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護老人保健施設の場合】

要介護度	ユニット型個室 ユニット別室付付付	従来型個室	多床室
要支援1	641円	595円	630円
要支援2	811円	746円	795円

- ※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
- ※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。
- ※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

施設に入っている方が利用する介護サービス

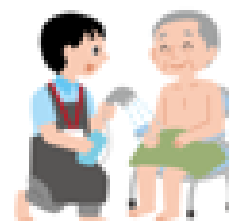
要支援1・2 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などのサービスや生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。サービスは、包括型(一般型)と外部サービス利用型に区分されます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【包括型(一般型)の場合】

要支援1	188円	要支援2	322円
------	------	------	------

- ※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
- ※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。



その他のサービス

- ▶ 地域密着型サービス 16・17ページ
- ▶ 福祉用具貸与・購入、住宅改修 18・19ページ

地域密着型サービス

住み慣れた地域で受けるサービス

24時間対応の訪問サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

1ヵ月あたりの自己負担(1割)のみです
【介護、看護一併型事業所の場合】

要介護度	介護のみ利用	介護と看護を併用	看護のみ利用
要介護1	5,675円	8,280円	
要介護2	10,129円	12,935円	
要介護3	16,818円	19,744円	
要介護4	21,275円	24,339円	
要介護5	25,729円	29,487円	

基本対応 1,031円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
※要介護の方は利用できません。

夜間の訪問サービス

夜間対応型訪問介護

1ヵ月あたりの自己負担(1割)のみです
【基本対応の場合】

1ヵ月	1,031円
-----	--------

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
※令和6年6月1日以後、富士市にはサービス提供事業所はありません。

認知症の方向けのサービス

認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)

1ヵ月あたりの自己負担(1割)のみです
【7～8時間未満の利用の場合】

要介護1	890円	要介護3	1,250円
要介護2	993円	要介護4	1,363円
要介護1	1,027円	要介護5	1,474円
要介護2	1,139円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。
※要介護の方は利用できません。

認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護) [グループホーム]

1日あたりの自己負担(1割)のみです
【2ユニットの事業所の場合】

要介護1	774円	要介護3	839円
要介護2	778円	要介護4	856円
要介護2	814円	要介護5	873円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
※要介護の方は利用できません。

小規模な施設の通所介護サービス

地域密着型通所介護

1日あたりの自己負担(1割)のみです
【7～8時間未満の利用の場合】

要介護1	774円	要介護4	1,204円
要介護2	914円	要介護5	1,348円
要介護3	1,060円		

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
※要介護の方は利用できません。

17/32 地域を離れず生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。(サービスの種類、内容などは市区町村によって異なります)
※基本的には利用者は事業所のある市区町村の住民に限定され、市区町村が事業者の指定や監督を行います。

通い・訪問・泊まりなどを組み合わせた複合的なサービス

小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)

1ヵ月あたりの自己負担(1割)のみです

要介護1	3,564円	要介護3	23,097円
要介護2	7,202円	要介護4	25,492円
要介護1	10,804円	要介護5	28,107円
要介護2	15,878円		

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」(介護と看護)、施設に「泊まり」(介護と看護)、「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

1ヵ月あたりの自己負担(1割)のみです

要介護1	12,858円	要介護4	28,683円
要介護2	17,990円	要介護5	32,445円
要介護3	25,289円		

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
※要介護の方は利用できません。
※令和6年6月1日以後、富士市にはサービス提供事業所はありません。

地域の小規模な施設に入所して受ける介護サービス

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

1日あたりの自己負担(1割)のみです

要介護3	851円	従来型個室	766円	単居室	766円
要介護4	926円	839円	839円	839円	
要介護5	998円	911円	911円		

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
※要介護の方は利用できません。
※転居に入所できるのは原則、要介護3以上の方。

地域密着型特定施設入居者生活介護

1日あたりの自己負担(1割)のみです

要介護1	561円	要介護4	771円
要介護2	631円	要介護5	843円
要介護3	704円		

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
※要介護の方は利用できません。
※令和6年6月1日以後、富士市にはサービス提供事業所はありません。

地域密着型特定施設入居者生活介護

1日あたりの自己負担(1割)のみです

要介護1	561円	要介護4	771円
要介護2	631円	要介護5	843円
要介護3	704円		

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
※要介護の方は利用できません。
※令和6年6月1日以後、富士市にはサービス提供事業所はありません。

福祉用具貸与・購入、住宅改修

生活環境を整えるサービス

自立した生活を送るための福祉用具を借りる

福祉用具貸与 (介護予防福祉用具貸与)

次の品目が貸し出しの対象となります。要介護度によって利用できる用具が異なります。

	要介護1・2	要介護2-3	要介護4-5
○ 利用できる。			
× 原則として利用できない。			
△ 限りのみを貸与するものは利用できる。			
・手すり(工事ともなわないもの) ・スロープ(工事ともなわないもの)	○	○	○
・歩行器	○	○	○
・車いす	○	○	○
・特殊寝台	×	○	○
・特殊寝台付風呂	×	○	○
・体位変換器	×	○	○
・移動用リフト	×	○	○
・自動排せつ処理装置	△	△	○

※要介護1の方は利用できません。

適切な価格で、福祉用具を利用しましょう。

適正な価格で利用するために下記の点を理解しておきましょう。疑問点は事業者にご相談ください。

- 商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに貸与価格の上限額が設定されています。
- 上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。
- 事業者には、貸与する商品の種類や価格等の異なる複数商品を選択肢として示すことや、全国平均価格とその事業者の価格を照準することが義務付けられています。

一部の福祉用具は貸与と購入を選択できます。(令和6年4月から) **※重要ポイント**

固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、歩行補助つえ(カナディアン・クラッチ、ロフトランド・クラッチ、ブラットホーム・クラッチ及び多岐に渡る)については、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。

福祉用具を買う

特定福祉用具購入 (特定介護予防福祉用具購入)

購入費支給の対象は、次の品目です。

- 移動用リフトのつり具の部分
- 座便便座(便座の上だけ部材を含む)
- 自動排せつ処理装置の交換部品
- 排せつ支援装置
- 居室浴槽
- 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴介助ベルト等)
- 固定用スロープ
- 歩行器(歩行車を除く)
- 歩行補助つえ(カナディアン・クラッチ、ロフトランド・クラッチ、ブラットホーム・クラッチ及び多岐に渡る)

※令和6年4月1日から1年間

年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担です。費用が10万円かかった場合、1～3万円が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)

貸与と購入を選択できます。

※事業者による「福祉用具専門相談員」によるアドバイスを受けましょう。

※特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)及び居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)では、受給責任者を利用できる場合がありますので、希望する場合はケアマネジャー等に相談しましょう。

より安全な生活が送れるように住宅を改修する

居宅介護住宅改修 (介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための住宅改修に対し、20万円を上限として費用の7～9割が住宅改修費として支給されます。(費用が20万円かかった場合、自己負担1割の場合2万円、2割の場合4万円、3割の場合6万円が自己負担額です。)

●工事の前に保険給付の対象となるかどうか、あらかじめケアマネジャー等に相談しましょう。

手続きの流れ

事前と事後に申請が必要です

【償還払い(後から払い戻される)の場合】

相談
ケアマネジャー等に相談します。

事前申請
●工事始める前に、富士市の窓口に必要な書類を提出します。

申請書類
●住宅改修費支給申請書 ●工事費の見積書 ●住宅改修が必要と理由書 ●ケアマネジャー等福祉用具コーディネーター(福祉士)などの作成を要するもの ●改修後の状況を確認できる写真(日付入り) ●改修後の状況確認の記録(写真) ●改修後の完成予定の状況がわかる図面 ●申請または申請前段階でのもの ●ケアマネジャー等福祉用具の整備の等し(ケアプラン)があるもの

●富士市から(介護予防)住宅改修費(不承認)通知を送りますので(事前申請から概ね1～2週間程度)確認してから工事着手してください。

●改修費を事業所からいったん全額支払います。

事後申請
●富士市の窓口へ支給申請の必要書類を提出します。

申請書類
●改修後の写真(日付入り) ●工事費の内訳書 ●償還書(利用者等のもの)とその写真

支給
●工事費が介護保険の対象であると認められた場合、介護保険対象工事代金の7～9割が支給されます。

介護保険の対象となる工事の例

- 手すりの取り付け
- 段差や傾斜の解消
- 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
- 和式から洋式への便座の取り替え
- その他これらに併せて必要となる工事
- 外部部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

支給限度額 / 20万円 (原則1回限り)

20万円が上限で、その1～3割が自己負担です。

- 1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。
- 引当額を減らした場合や自己負担額が高くなった場合、再度支給を受けることができます。

住宅改修のサービスを受けるには、要介護認定を受けていることが前提となります。また、住宅改修を利用するときには、複数の業者から見積りをとりましょう。

総合事業 自分らしい生活を続けるために

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、**介護予防・生活支援サービス事業**と**一般介護予防事業**の二つからなります。

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

一般介護予防事業

総合事業の ポイント

- 要支援1・2の方は、**介護予防サービス**と**介護予防・生活支援サービス事業**を利用できます。
- **介護予防・生活支援サービス事業**のみを利用する場合は、基本チェックリストによる判定で利用できます。（要介護認定は不要です）

総合事業を 利用するには

まずは、高齢者あんしん相談センターまたは、ケアマネジャーへご相談ください。心身の状態を確認したうえで、その方に合ったサービスや支援を受けることができます。



☑ 基本チェックリストについて

基本チェックリストとは、日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するための25項目からなる質問票です。基本チェックリストから、どのような介護予防に取り組みればよいかわかります。

基本チェックリスト（一部抜粋）

- 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか
- 6カ月間で2～3kg以上の体重減少はありましたか
- 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか
- 週に1回以上は外出していますか
- 周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあると言われますか

「腿が高く、外出がしづらくなった」「食欲がなくなってきた」などのちょっとした不調が、介護が必要な状態にまで悪化してしまうことがあります。いつまでも自分らしい生活を続けるためには、症状が重くなる前に介護予防などに取り組むことが大切です。

生活機能の低下が気になったら高齢者あんしん相談センターにご相談しましょう。



その他の地域支援事業

● 高齢者の権利を守ります

総合事業のほかに地域支援事業として、高齢者の権利を擁護するための支援も行っています。

次のようなお悩みは、高齢者あんしん相談センターにご相談ください。

預貯金通帳や財産の
管理が自分では
不安になってきた

悪質な商法によって
高額な買い物をして
させられた

介護サービス事業者の
対応に不満を訴えても
改善されない



など

高齢者あんしん相談センターのご案内

● 高齢者の総合相談窓口です

高齢者あんしん相談センターは、高齢者のみなさんの身近な相談窓口です。地域で暮らすみなさんがいつまでも住み慣れた地域で生活ができるよう、介護・福祉・健康・医療など、さまざまな面から総合的に支援します。



認知症のケアや困りごとなどのご相談は、お住いの地域の高齢者あんしん相談センター（裏表紙参照）へお問い合わせください。

高齢者あんしん相談センターはこのような支援や相談を行っています

介護予防を
応援します！

要支援1・2および事業対象者の方の介護予防ケアプランなどを作成して、効果を評価します。



さまざまな
問題に
対応します！

高齢者に関するさまざまな相談を受け、必要なサービスにつなぎます。



高齢者の
権利を
守ります！

高齢者虐待の防止、悪質な訪問販売による被害の防止などの権利擁護を行います。



充実した
サービスを
提供するために
支援します！

ケアマネジャーへの指導・助言や医療機関など、関係機関との調整を行います。



積極的に
ご利用
ください



介護予防の
お手伝い



地域の
ネットワーク
づくり



みなさんの
権利を守る

高齢者あんしん相談センターのスタッフ

高齢者あんしん相談センターのスタッフは、主任ケアマネジャー、保健師（または経験のある看護師）、社会福祉士を中心に構成されています。

高齢者施設の違いについて

1. 公的施設と民間施設

公的施設：主な設置主体が地方自治体や社会福祉法人、医療法人。要介護度の高い人や低所得者を支援するために運営。そのため、利用料金は低額ですが、入所までに時間がかかることがある。

民間施設：民間企業が運営、高齢者のさまざまなニーズを満たすために多種多様なサービスを展開している。

2. 利用料金について

老人ホームでかかる月額費用は居住費、管理・共益費、食費、介護サービスの自己負担額、全額自己負担のオプションサービス費などがあります。

居住費（家賃）：立地や築年数などによっても料金が異なる。公的施設の居住費は、「特定入所者介護サービス費」という減免制度を利用することで本人を含む世帯の年収、預貯金の状況で定められた段階ごとに異なります。個室か多床室かによっても料金は変わります。

管理費・共益費：事務管理部門の人件費や施設の管理費用として管理費・共益費が掛かります。

食費：基本的に朝・昼・晩の3食分の食費・調理費用として平均して月4.4万円の食費が掛かります。公的施設では、居住費と同じく所得段階により減額制度があります。

水道・光熱費：ホームによって管理費・共益費に含まれているケースや居室分は直接契約するケースなど契約形態はさまざまです。

介護サービス費用の自己負担分：老人ホームでかかる介護保険の自己負担分費用は入居する施設・本人の要介護度によって変わります。介護保険の自己負担額が1割であればおおよそ0.5~3.0万円が相場です。

その他日常生活費：理美容代や病院に通院した場合の医療費、外部講師によるレクリエーション費等、外出の付き添いや各種行政手続きを外部に代行した場合の費用などが掛かります。その他にも交通費や娯楽費などを合計して、毎月1~2万円ほどの日常生活費がかかることもあります。

3. 契約方式

「利用権方式」：居住部分と介護や生活支援等のサービス部分の利用契約が一体となったもの。

「建物賃貸借契約」：一般の賃貸住宅と同じ。

「終身建物賃貸借契約」：生涯住み続けられる契約。賃借人（住む人のこと）の死亡まで契約が存続するため、契約更新の必要がありません。また、賃借人の死亡後、相続人がいた場合でも借家権は相続されません。

4. 老人ホーム紹介センター

老人ホーム紹介センターは、「老人ホームを探す人」と「入居者を募集する施設」のマッチングを促進する事業者です。老人ホーム紹介会社とも呼ばれています。

- ・質問や問い合わせへの対応が早い
- ・相談者目線で施設とやりとりしてくれる(相談者を守ってくれる)
- ・おすすめの施設について根拠のある説明ができる
- ・サイトやパンフレット以外の情報(内情)に詳しい
- ・相談者の考えが間違っていたら指摘してくれる
- ・要望に対して、+αの提案をしてくれる

メリット：希望条件にあった施設を探せる、施設見学を手配し同行してくれるところもある、金銭的な負担がない等。

デメリット（注意点）：相談員の経験値で対応が変わる、情報が偏っていることがある、利用者本位でない業者もある、「お祝い金」や「成約得点」などを設けているところは・・・。

種類	ホームのポイント	サービス体制			費用相場		入居条件							
		介護サービス	看護サービス	医療サービス	入居金	月額利用料	内立	要支援1 ~2	要介護1 ~2	要介護3 ~5	認知症 度	認知症重 度	看取り	
認知症対応	介護付き有料老人ホーム	介護度に応じて定額で介護サービスを受けられる。看護・介護は施設内のスタッフが行う	ホーム内の介護スタッフが行う	ホーム内の看護スタッフが行う	施設医・診療科 からの往診・ 鑑別	0~580万円	15~35万円	△	△	○	◎	◎	◎	◎
	住宅型有料老人ホーム	基本的には食事サービス・緊急時の対応・レクリエーションの提供等を行い、介護サービスの提供はないため、外部の介護事業者と個別に契約。	施設外からの訪問介護を利用	施設外からの訪問看護を利用		0~21万円	12~35万円	△	○	◎	○	○	△	○
	サービス付き高齢者向け住宅	ある程度自立した高齢者向けのバリアフリー型の賃貸住宅。安否確認と生活相談の2つのサービスがメイン。食事の提供や生活支援などは任意サービスの必要な場合は別途契約して行う	施設外からの訪問介護を利用	施設外からの訪問看護を利用		0~20.4万円	15~25万円	○	◎	◎	○	○	△	△
	グループホーム	認知症の方の専門の施設。入居対象は同一市区町村に住居票がある方	ホーム内の介護スタッフが行う	看護員不在が多い		0~15.8万円	15~35万円	×	要支援 2から	○	○	◎	◎	△
公的施設	ケアハウス	低所得で独居生活の高齢者を対象とした施設。「一般型・介護型」の二つがある	ホーム内の介護スタッフが行う	ホーム内の看護スタッフが行う	なし	7~13万円	○	○	△	△	△	×	×	
	特別養護老人ホーム	要介護3以上の方が対象、費用は安いが待機時間が長い。	ホーム内の介護スタッフが行う	ホーム内の看護スタッフが行う	なし	8~15万円	×	×	×	◎	○	○	○	
	介護老人保健施設	在宅復帰を目的としたリハビリを行うための、短期付きの施設。	ホーム内の介護スタッフが行う	ホーム内の看護スタッフが行う	ホーム内に医師がいる	なし	10~20万円	×	×	○	○	○	○	
	介護医療院	長期的な医療サービスを必要とする方向けの施設	ホーム内の介護スタッフが行う	ホーム内の看護スタッフが行う	ホーム内に医師がいる	なし	8~13万円	×	×	△	○	○	◎	

ご静聴ありがとうございました。